

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 7 年 9 月 19 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
さめ固定式刺し網漁業	18 隻	20 トン未満	定めなし	<p>1 次の点ア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ 4 直線によって囲まれた区域。</p> <p>基点 北津軽郡中泊町小泊岬北灯台</p> <p>点ア 基点から磁針方位 270 度 8.5 海里の点</p> <p>点イ 基点から磁針方位 270 度 12 海里の点</p> <p>点ウ 点イから磁針方位 320 度の線と東津軽郡外ヶ浜町竜飛崎灯台正西の線との交点</p> <p>点エ 点アから北海道松前郡松前町ヨシ島灯台を見通した線と東津軽郡外ヶ浜町竜飛崎灯台正西の線との交点</p>	11 月 15 日から翌年 2 月 28 日まで	1 北津軽郡中泊町大字小泊（字下前を除く）に住所を有する者	令和 7 年 9 月 19 日から令和 7 年 10 月 24 日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和 7 年 11 月 15 日から令和 8 年 2 月 28 日までとする。</p> <p>2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。</p> <p>3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>（1）漁具は 2 ヶ統以内とし、1 ヶ統の全長は 1,125 メートルを超えないこと</p> <p>（2）網の目合は 181 ミリメートル以上とすること</p> <p>（3）船橋両側面を緑色ペイントで塗装し、赤色ペイントで許可番号を表示すること</p>
	1 隻			<p>2 次の点カ、キ、ク及びケを順次に結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>ただし、共同漁業権漁場の区域及び小泊漁港北防波堤灯台から北海道松前郡札前崎を見通した線上同灯台から 4,200 メートルの点（大型魚礁設置中心部）から 1,000 メートル以内の区域を除く。</p> <p>点カ 東津軽郡外ヶ浜町竜飛崎灯台中心点</p> <p>点キ 点カから正西の線上 3.3 海里の点</p> <p>点ク 点ケから磁針方位 270 度 2,800 メートルの点</p> <p>点ケ 北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点</p>		1 北津軽郡中泊町大字小泊字下前に住所を有する者		